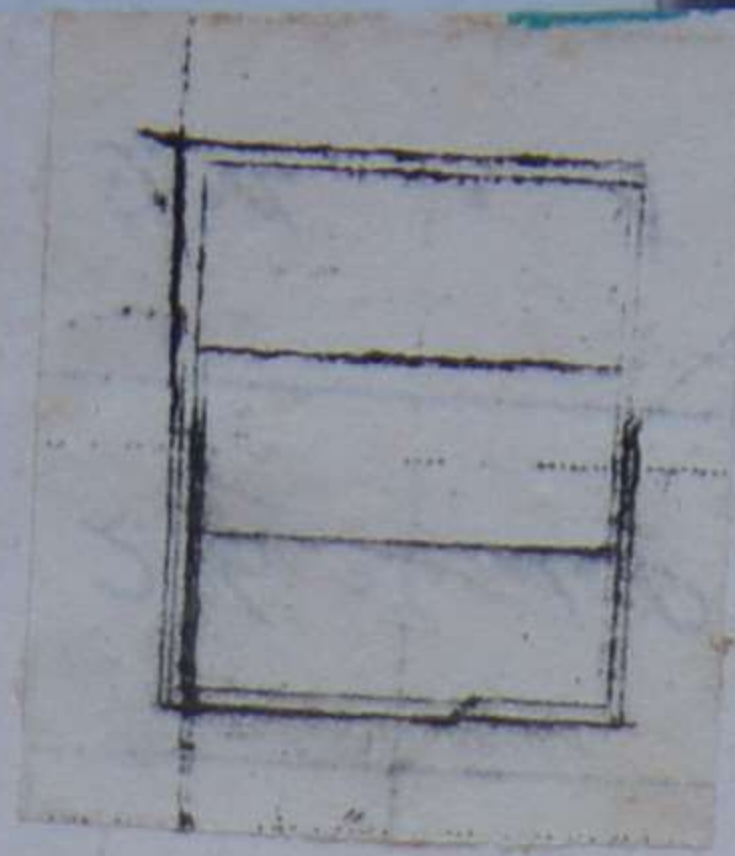


290
71



玉江浦とその青年宿



共同シテ修養ニ努メ成績
見ルヘキモノアル趣
宣仁親王殿下ノ間ニ達シ
御奨励ノ思召ヲ以テ
有栖川宮記念厚生資金ヨリ
金封其ノ宿願興成也
昭和十年六月十五日
高松感徳會 藤田三郎
被命三浦重雄 香坂菊殿

光 榮 の 表 彰 状



青 年 宿 居 に 於 け る 作 業 實 況



序

天下の絶勝長門峽を刻んだ阿武川は、萩市を貫流して波濤打ち寄する日本海に入るのであるが、その河口近き所で分岐し、一は萩の舊城下の東を流れて松本川と呼ばれ、一は西南を巡つて橋本川となり北流して海に注いでゐる。

玉江浦はこの橋本川河口近き左岸にある漁村である。川を隔て、萩城址に對し翠巒志都岐山は呼べば應ふるが如きである。この邊は古より支那の西湖に準へし所で、河幅最も廣く、老松堤防に續きて松原をなし、蘆荻河岸に茂りて沼澤の如く、秋月扁舟に棹させば蘇東波たらずとも此の良夜を如何せんか論ひたくなる。傍の丘上には觀音院と稱する古刹があつて景趣を添へてゐる。往時選ばれし萩八景の一に加へられたのも然るべきでまことに山紫水明、風光掬するに足るの清境である。

清境玉江浦は本邦遠洋漁業出漁の魁をなした地として古より名聲高く、舉浦團結磨勵、凡ゆる艱苦を克服し尊き試練を経て今日に及んだ比較的堅實な漁浦である。

玉江浦青年宿は、この漁邑の自力經營せる漁村青年の修養場である。昭和五年七月、雑誌「青年」誌上に「傳統の誇に輝く玉江浦の青年宿」と題する記事が掲載せられたことがある。これはその當時大日本聯合青年團理事であつた田澤義輔氏が山口縣主催政治教育講習會講師として來萩の際、玉江浦を視察してその紹介の筆を取られたものである。その後同年十一月三日附同氏より萩町（萩市の前身）社會課への來信によれば、全氏が「青年團」に就いて

玉江浦とその青年宿

一、玉江浦概況

玉江浦は萩市大字山田區、橋本川の河口近き左岸一帯にある。部落構成上數十戸の商工業家の介在はあるが、此等を除いた戸數約三百戸（人口約千七百人）は全部漁業者で、而も往々他所に見る如き漁業の傍ら、農、工、商業等に從事するやうな家は全くなく、純然たる漁村部落である。漁民は大型漁船六七十艘を以て遠洋漁業に、小漁船百數十艘を以て沿岸漁業に從事してゐる。この水揚高は年間約三四十萬圓に達し一戸平均約一千二三百圓の収入を示してゐる。

浦の氣風は一般に純朴敦厚勤勉で信仰心篤く、共同團結、和親共勵の風をなしてゐて、男子が果敢堅忍克く漁撈に出精するのみならず、婦人も亦精勵怠りないことは世人の賞讃する所となつてゐる。従つて當浦の經濟狀況も余り逼迫せず、漁村經濟窮乏が叫ばれてゐる今日に於ても、比較的堅實な状態を保ち得てゐる。

かくの如き現状を繼續し得る原因は一二に止らないが、就中、その社會組織や經濟機構が與つて力あるものであると思ふ。以下此等の諸點を明かにしたい。

二、遠洋漁業の沿革とその現状

日本海の怒濤打ち寄する指月城下、萩市内に古より玉江、鶴江、濱崎、小畑、越ヶ濱の五漁浦があつて、水産總生産額は年々二百萬圓乃至貳百五十萬圓を擧げてゐるが、就中玉江鶴江の兩浦は山口縣に於ける遠洋出漁濫觴の地であるのみならず、大分縣佐賀關と共に本邦遠洋漁業の魁をなした地として古より其の名聲が高い。

「松竹論」に従へば、南北朝の頃「長州萩の漁民等が尊氏の東上を助勢した」とあるから、その時代に既に北九州及瀬戸内海沿岸に出漁してゐたを考へられる。其後漸次遠洋へ遠洋へも勇敢に漁場を開拓し寶歴年間（今を距る約百六十年）には鶴江の漁民と共に三人乗五艘組の出漁隊を組織し、玄海灘を突破して對島及五島列島の西北方へ出漁した。

彼等が克く遠洋大海を航し風浪に耐へつつ、萬里の波上にて朝に釣し夕に獲し、秩序の中に靄々たる團欒をなし孜々として生業に努め得たのは、その進取勇敢堅忍不拔の賜でもあるが、彼等の第二線たる後方部にあつて、擧浦一致、老は幼を導き幼克く老に仕へ、婦妻はよく貞節勞苦に堪へつゝ子弟を愛育し、以て遠洋の彼等をして常に寸毫の危念を抱かしめなかつたことが與つて力あるのである。

斯くして兩浦は着々進運に向ひ、出漁隊は増加し、漁船漁具は改造せられて漁場も亦漸次擴張せられ、北は關東州沖合より南は臺灣近海にまで及び、玉江鶴江の名聲は廣く縣の内外に顯揚せられ遂に本邦各地に遠洋漁業勃興の機運を促すに至つた。

其の後玉江浦は漸次隆盛に趣き日露戰爭前後には正に空前の黄金時代を描き出したが、引續いて襲來した反動不況時代、加ふに大正十年の部落内大火災によつて未だ嘗て味はざるの慘禍に見舞はれた。然

現状で、肅正選挙が都合よく行はれ所謂選挙運動は當浦に於ては大なる恥辱とされてゐる。

註(二) 大船頭の権力を示す卑近な一例であるが、漁民にとつて大なる慰安であり而も自由であるべき筈の宴會の席にても、大船頭は常に最上座に位置して變らず、宴中機を見計らつて、所謂「玉江浦の謠」と稱せらるゝ里謠を諷ひ終る時は、誰一人不平の色を示すものなく、如何なる場合と雖も一齊に起座して一人の居残者もない。自由、平等、権利等々の主張せらるる現代に於てこの禮節が猶ほ嚴として行はれてゐる如きは他では多く見るこゝの出來難い傳統である。

船頭

船頭とは遠洋漁業に従事する各漁船の船長の謂である。大船頭候補者はこの船頭中に之を求めらるゝのである。玉江浦に於ける船頭の特徴は、船頭即ち船主であること、船主が自力によつて自己所有船を現場に於て運営する所にある。而もこの船頭は何百人でも無制限に發展増加することを許してゐるから、漁法に關して研究を重ね体験を積み、經濟的に獨力經營の自信のついた者は續々獨立する。ここに玉江浦の青少年發展の理想と希望とがあり、その實現のために忍苦精勵する努力が生れるのである。大船頭中の最年長者を「頭船頭」と稱して、これは遠洋出漁中協行會長と共に僚船の統制に任じてゐる。

青年協行會

青年協行會は大船頭の支配下にあつて遠洋漁業者及青年宿在宿者を以て組織する團體である。極めて結束固き事業團體であると共に相互磨勵の修養團體でもある。その機能は主として出漁中に發揮され、

同會長は頭船頭と協力して各漁船統制の権限を掌握してゐる。即ち會長は出漁先に於ける大船頭とも言ふべく僚船の取締、非常遭難時に於ける處置等に遺憾なからしむるが如きはその任務の一例である。最近は歸浦期間中、青年教育の振興に大なる努力をするやうになつた。即ち青年學校後援に全幅の力を効し入學勧誘出席督勵は會の義務責任となし、各其の百パーセントの實現を期して居り教授及訓練日には進んで參觀し後進青年の指導激勵に力を注いでゐる状態である。

青年宿

青年宿は部落後繼者養成上重要な役割を持つ一機關で、二十五歳迄の青年は凡てここに入宿して訓練を受けてゐるが此の點については後に詳述する。

大船頭組織と其の他の機關との連絡

大船頭は傳統的に漁浦の最高權威であることは前述したが、最近漁業組合がその組織を改めて更生躍進の第一歩を踏み出すに至つたので、特に考慮して新舊兩制度の渾一融合の實現に留意してゐる。即ち大船頭及び先大船頭(大船頭を退役した者)の中より漁業組合の役員を選任し此等役員は全時に區内唯一の金融機關である萩市山田産業組合の役員たらしめ、漁浦統制の各機關は漁業組合を中心として有機的に完全に連絡を保つてゐる。

區長の諮問機關は大船頭組織の幹部であり、補助機關は大船頭組織内に在る十人組である。

山田信用組合と玉江浦とは密接不離の連絡提携があり、この提携があつて浦の自立も出来ると思ふが、この點は經濟狀態の項に於て述べることにする。

組織の大意は右の通りで、以上の諸機關を以て玉江浦の社會組織は隅々までも統制せられ時勢に即した統一ある活動力を發揮してゐる。

(附)内鮮融和の實

朝鮮方面に出漁する漁民が、種々な事情で、時々可憐な鮮童を連れ歸へることがあるが、此等鮮童に對する扶養は極めて懇切に行はれてゐる。彼等が青年に達するに、浦の一般青年と同様青年宿に入宿し青年學校にも入學して訓練を受け高年次に達すれば宿の幹部に就任し、退宿後は遠洋出漁船に一般人と同様に乗組むのである。斯くて幼時より老年に至るまでの待遇は徹底的に平等で其の間些かの差別もない。現在玉江浦に居住する鮮人は廿五名あるが、現に遠洋漁業船艦乗として漁業に従事してゐる者もあれば、内地人と結婚して家をなしてゐるものもあるし、山田信用組合に組合員として加入してゐる者もある。

故田中大將が總理大臣として秋に歸省せられた時のことである。時局柄其筋では鮮人に對する警戒を嚴重にせられたが、玉江浦の鮮人にだけは彼等平素の言動態度より推して絶對の信を置いて警戒しなかつたのみならず、大將を乗せた案内船には鮮人が副船頭格で同乗し衷心から歡迎の誠を披瀝した。これは對外的に偶々認められた融和の實の一証左であるが、玉江浦漁民の同化融和性を如實に示した挿話として一般に知られてゐる。

四、玉江浦經濟狀態

概況

部落の經濟狀態について近年の事情を略述すれば、明治三十七年頃より全四十年頃にかけて玉江浦は一時黄金時代を現出した。當時は沿岸、遠洋共に頗る豊漁で魚價も騰貴し、収入は相當の巨額に上つた。然しその影響で一般に生活の緊張を失つた處へ、四十一、二年頃から不漁相續き収入が激減したので反動的な不況に陥つた。にも拘はらず好況時代の隋性が去らなかつた爲め、負債は負債を呼び其の總額遂に十數萬圓に達し頗る疲弊した。茲に於て漁民たちは漸く醒め、我と我が心に鞭ち自力更生精勵苦闘の幾年は續けられた。此の間、玉江浦漁業組合長及び、時の村長(萩市合併前山田村として自治獨立してゐた)等の激勵指導は誠に宜しきを得て、浦の復活に與つて力があつたため大正八九年頃には辛うじて大部分の債務を完済するに至つた。ところが大正十年五月十七日部落内に大火災が起り、一朝にして六十戸を全焼し困憊の狀その極に達したのであつたが、これらの痛苦試練も、火災に際して受けたる世間の同情に對する感激とは、更に人々の覺醒奮勵を促した。爾來勤儉力行の風を馴致して漸次家産を恢復し、大正十二年に至りて漁民の預金三萬余圓に、昭和四年に於ては優に拾萬圓を突破し、漸増して現在に及んでゐる。

漁業狀況

漁撈法は一切網を用ひない、悉くが延縄漁業を主としたる釣漁であるところに玉江浦の特徴がある。そして漁業は漁場の位置によつて沿岸漁業と遠洋漁業に分つことが出来る。

沿岸漁業は、萩市及阿武郡沿岸一帯を漁域とし、多くは日歸り漁業であるが、中には「泊り」を稱して附近の漁港に數日乃至十數日碇泊して漁撈を繼續するものもある。これ等沿岸漁業の漁船はその數約百八十艘で、何れも船幅四尺八寸以内、船長二十四、五尺程度の小舟で、これに従事する者は遠洋漁業から退いた老年と未だ經驗乏しき少年のみで、屈強な働き盛りの者は一名も加はつてゐないところに深い意義がある。即ち經濟上の勞力配分を考慮してゐる點もあるが、その奥には老を勞はり幼を護る美しい道義心が働いてゐるのである。

漁獲物は、若布・鯖・鰯・鯛・万頭魚(甘鯛)・烏賊・若魚子・鮑・螺・雲丹等で多く萩市魚市場玉江支場を経て附近の各地に供給されてゐる。

遠洋漁業は男の中の男稼業で、これには浦の強壯果敢な漁人ばかり乗り込んでゐる。近時船舶の増噸機械化に伴ひ「時化に出でて風に歸れ」を一つのモットーとして荒天に波濤を戦ひながら漁撈する傾向を増して來た。漁獲物によつて漁場を異にしてゐるが、状況の大略は次表の通りである。

種別	漁獲物		中心根據地	中心漁場	漁期
	鯖	鰯			
第一種	關門及北九州地方	對島を中心とする百六十哩の海上	中心	對島を中心とする百六十哩の海上	一―六月(上半期)
第二種	濟州島	濟州島を中心とする二百哩の海上	中	濟州島を中心とする二百哩の海上	九―十二月(下半期)

第二種	鯛	下關及五島列島の海上	五島荒川港を中心とする約二百哩の海上	通年
-----	---	------------	--------------------	----

第一種に屬するものは上半期と下半期との交代期六月乃至八月は暫く沿岸漁業の仲間に入つてゐる。漁船はその長さ五十尺内外、總噸數十噸乃至二十噸の大型のもので、近年までは帆船であつたが現今に於ては全部機械船に改造し噸數、馬力照明等漸次増大改善しつゝ、ある。最近の漁船數・従業人員・漁獲高を示すと次表の通りである。(昭和十年度)

種別	遠洋		従業船數	従業人員	漁獲高		一艘平均漁獲高	純益金一人平均
	第一種	第二種			計	計		
沿岸漁業	五四	七	六一	三六九	二七四、六四四圓	五、〇九六圓	四三三圓一五錢	
合計	一七三	七	六一	三六九	五二、五〇〇	七、五〇〇	四九八、四〇	
合計	二三四	七	六一	三六九	三二七、一四四	五、三六三	四四一、八二	
沿岸漁業	一七三	七	六一	三六九	六一、八〇〇	三五七	—	
合計	二三四	七	六一	三六九	三七八、九四四	—	—	

(備考) 遠洋漁業第一種に屬する漁獲物は鯖及鱈、第二種は鯛なり。

遠洋漁業従業船種別分布は年によりて移動ありて一定せず。

事業資金の融通と産業組合

玉江浦には資本家的事業家は一名もない。ここにも當浦の經濟組織上の一大特色がある。漁船漁具の資金提供者が漁民以外にある時は、必ず資本家と労働者を作ることになるが當浦に於ては古より社會組織上許さぬことにしてあつて、船主即現業船頭、漁具供給者即全乗組員ならざるべからざる傳統の鐵則がある。従つて各漁民は自力によつて漁船漁具を設備せねばならぬところに、浦の自力經濟の根基があり經營上の苦心と努力がある。

然るに昨今機械附遠洋漁船一艘を新造するには約三、四千圓の造船費と一人當百圓乃至二百圓の漁具費を要するのであるが、全漁民に斯る巨額の一時資金を提供する經濟力を望むことは到底不可能のことである。この不能力者に援助の手を差し伸べて就業させる經濟機關に萩市山田産業組合がある。

山田産業組合は、大正十二年十二月の創立で、現在組合員六五三名、出資口數二・三三二口、資産六十万圓、融通資金總額三十餘萬圓の巨額を有する縣下有數の堅實な組合であるが、其の當事者が夙に組合設立の根本精神に鑑みて其の資金の一部を、玉江浦漁民に事業資金として提供し(昭和十年十二月現在約六萬圓)漁民をして獨立經營を爲さしめてゐるのは、誠に互助協力の美しき精神の發露と言ふべきである。一方漁民は出漁中漁獲金を直接自家に送金せず、夫々産業組合に送金して辨濟の決心を披瀝して

るが、組合はこの送金を直ちに辨濟償還金に充つることなく、第二次の事業資金として何時にても全額拂出に應じ經濟上の二重保護を劃してゐる。天性純朴敦厚勤勉なる漁民はこの恩恵と保護によつて、始めて安んじて海の幸を獲得し得ることを感謝し、其の償還に忠實であり、完全に辨濟するのみならず、共同及び個人の貯金は概ね信用組合に之を托ねてゐる現狀である。

部落の財政

漁浦玉江浦の維持發展の諸費は漁業組合の収入金と「文金」と稱する漁獲高按分負擔制度による釀出金によつて支出されてゐる。

文金制度は古くより行はれてゐた。「文金」は一文金といふ意味で、昔は部落經費を漁獲高に應じて二文、五文と釀出してゐた爲めに此の名が生れたもので、今も其の名稱を繼承してゐる。現在では、漁業純益金の百分の一を全部落へ、百分の一を夫々の組へ釀出し、それによつて浦全般に關する諸行事其他の經費を支辨してゐるのである。

純益金の公平分配

當浦に於ては從來より遠洋漁業者はその漁具、餌料、食費等全部各自負擔で、船頭は只漁船を提供する丈けといふ慣習になつてゐる。而して利益の分配法は、先づ純益から部落及組への釀出金と特別賞與金と船前を控除しおき、殘額を船頭以下の乗組員に平等に分配するのである。「船前」は船頭即船主

が所有船の維持營繕費に充當する爲の所得で、發動機船に對しては純益金の二割を、モーター船に對しては一割八分を分配する協定になつてゐる。其の他に於ては資本主としての特別収入は一文もないのである。即ち勞力と建船費以外の出資に對しては十七、八歳の青年も老練なる船頭も全然同一の分配を公平に受けてゐる。萬一不漁又は缺損の場合は其の損失は乗組員の共同負擔になつてゐるが、斯の如き慣例制度は（他にも原因はあるが）一船一家族の精神を涵養して雄圖益々堅く進取勇躍危険伴ふ新漁場の開拓を物ともせぬ氣魄を培ふことに與つて力あるものと言ふことが出来る。

特筆すべきことは、青年宿の青年は出漁中の炊事雜役等直接漁撈に關係のない勤勞一切に服すること、を自己の責務として決して年長者に之を委ねぬことである。船頭は又純情なる彼等青年たちの激務を擔ふことを忘れないで、先に述べた特別賞與金は之を青年乗組員にのみ分配するのである。その金額は青年各人の努力と、その船の漁業成績等によつて一定しないが、之を利益所得金と合算すれば一船の最高金額受領者は青年である。當浦は年々戸數人口が増加してゆく。壯年者は勿論青少年たちも職を他郷に求めて出づる者は殆んどないと言つてよい位に各自漁業に精勵してゐるのもこの邊に一原因があると思ふ。尙收益金の管理について他と異なる點は、出漁中に於ては、純益金の分配を絶対にせぬことで、歸浦の際精算して分配することになつてゐる。出漁中は個人的特別支出は殆んどその必要が無い筈である。青年に於て特に然りで、日用品等購入のため萬止むを得ざる支出を要する場合でも、船頭から一時立替金として借受け歸浦後は一旦現金で之を返納した上で、計算し分配を行ふ制になつてゐる。これは出漁先に於ける青年の費途を親元に判然させる爲である。

婦人の勤勞

當浦の婦人の活動は部落又は家庭經濟に大關係を持つと思ふ。玉江浦の婦人はよく働くことによつて世人の賞讃する所となつてゐる。其の戸主が出漁不在中家計一切の責任者としてよく複雑困難な家政を齊へ内助の功を完するのみならず、行商に勞働に従事して所得の増加を圖つてゐる。

婦人の魚類行商者は所謂「玉江浦のかねり」で、恰も京都の小原女が薪を頭に載せる如く商品を入れた桶を頭上に乗せて出かける。行商婦人は戸數三戸につき約一人の割合で毎日早朝より重量四五貫もある大きな桶を頭にいたゞき往復二里乃至四里の途を厭はず得意先を廻り概ね午後一、二時頃迄には賣却して歸宅し、其の後家政に従事する。

日稼勞働者は、短い筒袖衣を着し白手拭を頭に冠り、白紐付き白前掛をキチンと身につけてゐる。見るからに輕快な装である。彼女等は或は土木事業に或は夏橙摘ぎに、畑の手入に極めて能率高く働いてゐて「たゞへ勞銀は少しは高くとも雇へば浦の婦人がよい」と言はれるくらゐ一般からのうけがよい。昭和八年九月から市立玉江浦保育園が設けられた爲め今では彼女等は手足纏ひの幼児を責任ある所に托して安んじて就業することが出来るやうになつた。

婦人の傳統的美點として清潔を好むことも特筆に價すると思ふ。彼女等は、板の間は漆塗の如く光らせ鐵器は銀色に輝かせることを、自らの務めとも誇りとも考へてゐる。この良習は只婦人にのみに限られず男子及小童にまで及んでゐて、漁浦全地域の隅々に至るまで清潔が保たれてゐる。

斯の如き婦人の勤勞が單に經濟方面を潤澤ならしむるのみならず、勤勞尊重の美しい精神が有形無形

に凡ゆる活動に好影響を與へてゐると思ふ。

昭和十年の地久節の佳節を卜して會員四百名を擁する大婦人會が設けられた。從來個人別に働いてゐた婦人が時代の趨勢と社會の實情とに鑑みて協力して立上つたことは今後凡ゆる方面に「内に備へて護る力」を發揮するに至るであらうことを期待してゐる。

五、玉江浦青年宿

青年宿は前述の社會組織、漁業機構の中に育て上げられたもので、その目的は、玉江浦漁業民の有力な後繼者を養成するにある。随つて部落の社會組織中重要な役割を受持つ一つの機關である。

浦は上組、中間組、角屋組、下組の四部に分れてゐて、その各々に青年宿がある。長い船溜に沿つて散在する四つの木造瓦葺平家建の建物がそれである。廣さは建坪十二坪乃至十八坪で、一步室内に入ると銃器其他の教練資材が整頓されてゐるのが眼を惹くが其他には目ほしいものもなく、壁間には種々の額面や名札や心得書などが掲げられ、簡素な板の間には作業用具、わづかの土間には簡単な炊事設備が施してある位である。

この宿こそ二百年の昔から連綿として續いてゐる青年の合宿所であり、實習場であり、安息所であつて、浦の青年で、將來漁業によつて生計を立てんごする者は、小學校を卒業するご資格其他を問はず、必ず各自の屬する組の宿に收容せられて二十五歳まで訓練を受けねばならぬ。青年は入宿より退宿まで凡そ十年間は出漁期間以外は凡てこの宿で起居し、食事以外には自宅には歸らず、随つて在宿間は結婚

もなさず致々として修養してゐる。

在宿青年の待遇は徹底的に平等で、親の地位名望等は全然顧慮せられない。殊に朝鮮人の子弟も尠くないが毫も差別的の事象なく、眞に完全な融和の實をあげてゐる。殊に朝鮮人の子弟も尠くないが毫も差別的の事象なく、眞に完全な融和の實をあげてゐる。

宿には「宿頭」以下内務・外務・會計・青年學校の各係があるが、凡て所屬青年の選舉によつて決定す。其の外に各組の老練な船頭の中から選ばれた「親父」と稱する指導監督者がゐる。青年たちは、親父や宿頭から、航海法、漁撈法、漁具の調製修理其他漁業に關する各種の作業を此所で教はり漁業者としての訓練を充分に受けることになつてゐる。尙かうして平素より青年を結束させて置くことは漁村非常時に際して敏速に行動を處理する意味も含まれてゐるのである。服従と規律とは二つの大きな守則である。年少者は年長者に、新任者は先任者に、よく服従して行くこいふ堅い習慣によつて一糸亂れず統制されてゐる。かくて長幼の序自ら定まり結束堅く協力強く部落生業の確固たる礎となるのである。

在宿者の風紀はよく維持されて、出漁先に於ても料理屋其他如何はしい場所に入出入するものは絶無だこいつてよく、就中二十歳以下の者には禁酒禁煙がよく勵行されてゐる。萬一規則に反する行爲があつたときは「退宿」を命ぜられる。この處罰は宿の青年にとつては最大の恥辱で比類なき嚴罰である。無事に修業を積んで二十五歳に達すれば「艦乗」といつて、船頭候補者の資格を得て始めて家庭に歸るのである。

如何に規律嚴格を極めても青年自身の裡に自奮自發の精神がなければ斯くまで眞面目に長年月に亘つて一すぢに規律を保ち得るわけはない。青年の節制努力の裡には將來一人前の船頭となり更に進んで、

先輩の後を享けて名譽ある玉江浦の傳統を益々輝かしむると共に社會的にも經濟的にも大躍進せんとの眞剣な希望が強く働いてゐるからである。

緊張せる修養振り

青年宿に在宿せる青年の中滿二十歳以下の者は萩市立萩青年學校の生徒として白水農水産部に入學し眞剣に教授及訓練を受けてゐる。全部の青年たちが遠洋漁業から歸浦してゐる期間は、益と正月と六月の祭典の時のみで、年間を通じて極めて短く、大部分の者は如何に精勵皆出席しても正規の時數に達せず随つて終了者としての各種の恩典に浴することは出来ない。而もその入學率は一〇〇%、出席率八五%（昭和十年度）で眞面目に修養をつゞけてゐる。多くの青年學校經營上最も困難を感じる點は教授及訓練の實際そのものよりも、寧ろ生徒の入學出席の勧誘獎勵にあるが、玉江浦に於てはその心配は少しもない。抑々水産部特別班は嘗つて青年訓練所時代に玉江浦の先輩の積極的發意によつて、創設したもので其の當時生徒の入學出席については地元にて極力援助獎勵することを引受けたのである。其の後益々後援の實を擧げ、近年は浦の青年協行會が中心となつて「青年學校入學出席は青年の權利にして義務なり」の趣旨の下に指導と督勵とに當つてゐる。

最近青年宿が天下に其の存在を知られ破格の光榮にさへ浴したるに鑑み、舉浦一致して後繼青年の修養には一段の拍車をかけつゝある。教授及訓練は從來の壓縮制短期指導の外に荒天時を利用したる通年制授業をも併せ行ひ、青年學校創設を機會に益々授業の徹底を期してゐる。最近教授及訓練期間中、青年協會幹部は連日生徒の行動を共にして垂範督勵し、在郷軍人も亦多數出場して教練指導を輔けてゐる。その外漁業組合長以下各役員及大船頭、船頭、婦人會員等毎日多數參觀激勵し「我が玉江浦の發展は青年の修養に由る」の信念の下に絶對的後援を示すに至つた。如上の如き後援は青年の自覺心を益々高め拮据勵精相戒めて努力をつゞけてゐる。

昭和十年八月、青年協行會に於て萬場一致八百圓を投じて教練用資材の設備をなすことを決議したのも青年の感謝と發憤を新にした。現在各宿に備付けてある教練用具はかくして生れ出たのである。

宿の現狀

上述の如く宿の制度は依然として古い傳統が嚴守されてゐるが、その青年は現在青年協行會員であると共に萩市青年團山田分團玉江浦支部團員として、本團と連絡提携してゐる。

各宿には雑誌圖書等を備付けて閲覽せしめ年二回青年總會を開き、毎月の分團の例會には、在浦者は全部出席して修養に力めてゐる。

現在各宿の在宿者は上組六十名、中間組二十三名、角屋組二十七名、下組六十三名、計百七十二名（その中に九名の鮮人あり）で、遠洋漁業に従事してゐる者は百三十二名である（昭和十一年五月調）。その外、浦の宿即ち青年團玉江浦支部の行事中には、社會奉仕、運動會、漁船共同手入作業等を擧げることが出来るが、この青年たちの一年間に於ける最大行事であり最大の楽しみであるものは、古來玉江浦に傳へられて來た「オシクラゴウ」といふ大競漕會である。

それは毎年六月二日に催される辨天様のお祭に四つの宿から現船頭と艦乗とによつて各七人の選手が選拔せられ、(註)、白黒赤黄の色分けて五丁櫓の和船が往復三里の海上を競漕する。漕手は五人だが其の外の一人は、赤入模様黒襟の襦袢をつけて采配を振つて指揮者となり、今一人は板を叩いて拍子を取る。漕手は白木綿の腹帯を締めてゐるが三里の力漕に腹の皮の摩擦によつて時にはその白木綿に血がにじむ事もある位全力を注ぐのである。

(註) 雄壯な、晴の大競漕の選手は只力量があるだけではなく、人物及平素の言動も大いに加味されるので、これに選ばれることは青年の無上の名譽であり、又將來有爲であることを立證されることになる。故にこの競争も大船頭選舉と全じ精神で行はれてゐるだけ、選に入つた選手青年の光榮は絶大である。

翌三日には「小若」を稱する宿に入つたばかりの少年が、將來榮ある正選手になりたい希望に燃えて辨天様の神輿を奉じて海上數里に亘る網代を漕ぎ廻るこゝになつてゐる。

この「オンクラゴウ」は單に青年のみならず漁浦玉江浦全般の最も楽しい行事であり、地方の一名物として有名である。

この行事の起源は詳ではないが、藩公の上覧に供したこの言傳もあるから、かなり古くから行はれてゐた事と思はれる。

在宿者の心得

各宿には在宿者心得が定められてゐて、宿の壁間に掲げてある。何れの宿も大同小異であるから、一

例として角屋組のものを掲げておく。

在宿者心得

- 一、本宿は義務教育の終りたる玉江浦の男子の中、漁業に従事する者に限り入宿せしめ漁業上必要の漁具製作方法及使用方法其他を練習せしめ併せて漁民としての人格修鍊をなすを以て目的とす。
- 一、入宿者は親主若くは長者の命に背かざる事
- 一、自分に出來得るものは自分にて作り無益の物品を買ひ入れざる事
- 一、年長者たる者は猥りに年下の者を使はざる事
- 一、宿在中満二十歳以下の者は禁煙の事
- 一、夜間おそく迄遊び他家の安眠妨害をせざる事
- 一、有罪者を出したる時は親主と相談の上船頭内に申出て退宿せしむる事
- 一、當宿は満二十五歳以上にて退宿するものとす
- 一、連中内にて成績良き者は模範として連中より相當の賞品を贈る事
- 一、秩序を守り禮儀を正しくし、他人に迷惑の行爲あるべからざる事
- 一、朝早起すべき事
- 一、在宿者は全部短髪のこと
- 一、内務取締は宿内の諸物品を一個たり共破損せざるやう注意し若し諸物品を猥りに取出し破損せしめ

たる時は自作すること

一、外務取締は宿外の事一般に注意し船のすえおろしの諸物品が破損したる時は宿頭と相談の上新調するものとす

會計二人 内務取締三人 外務取締二人 協行會役員二人 青年學校係一人

以上青年宿について畧述したが、斯くして徹底的に訓練せられた青年が、漁浦の中堅をなしてゐるのである。

六、玉江浦漁業組合の活動

玉江浦の統制は、前述の如く大船頭を以て古くよりよく維持されて來たのであるが、只從來の如き局部的着眼では現在及び將來に亘つて時勢に即して經濟上社會上の複雑微妙な諸問題を處理し、漁浦永遠の維持發展策を講ずることは到底不可能と思はれる。當組合は此の點につき玉江浦漁業專業者三百戸の榮枯に關する重要問題として常に腐心してゐる。

曩に當浦傳統の大船頭組織と、現行法による漁業組合とを一心同体たらしめ、統制するに尊き歴史を以てし啓發するに新施設を以てしたのは深慮の結果である。今や當漁業組合は、玉江浦全般を指導誘掖する中心機關として、大船頭組織の上位に立ち、而もよく之と密接連携を保つてゐる状態にある。斯くして晩近漁浦の多くが荒廢して昔の隆盛を淋しい思ひ出してゐるのに稽へ傳統を重んじ時代に即した漁

村發展策を樹立し之が貫徹を期してゐる。

即ち目下漁業組合に於ては、漁浦玉江浦の發展は専心懸命全力を漁業に投入することが第一要件なりと洞察して、區民に半農半漁の如きを許さず徹底せる純漁村を打建てんと努め、地先水面狭き當浦の發展策として遠洋漁業を益々奨励しその漁業權設定に關しても迅速遺漏なからしめ、或は老幼を沿岸に、青壯年を遠洋に漁らしめて、勞力配分と社會秩序を保たしめ、或は又新時代の行政機關と傳統古き浦の社會組織とを融合せしめ、漁業資金の融通を産業組合に求め、或は又漁獲物の共同販賣、材料及餌類の共同購入をなす等漁民に經濟上の安定を與へ、漁浦千年の計が優良なる後繼者の養成に在ることに着眼して(註)青年教育の普遍化現代化合理化を圖らしめ、更に比較的固陋なる漁民をして逸早く漁船漁具の現代的改良に着手せしめ母港海底の浚渫、港口防波堤築設、船臺新築なき母港に大改良を加へて至大の便益を與へ、或は魚介類の蕃殖保護増殖を助成し、漁獲物の販路を擴め魚價の低下を防止し、更に又婦人の自覺を高め結束を堅めて消費經濟の節約に努めしむる等、傳統の美風の繼承と短所の補正とに日も是れ足らない状態である。

要するに、過去久しきに亘つて浦の漁業組織に光彩あらしめたのは、從來の大船頭組織であつたが、明日の玉江浦を興隆の道に進ましむるものは、過去及現在の總ての組織を融合渾一してその上に打ち立てられたる玉江浦漁業組合の活動の外に之を求むることは出來ない。斯くして傳統の誇に輝く漁浦玉江浦をして永久に喜悅に充ち希望に輝くべく努力を拂つてゐる

(註) 玉江浦漁業組合規約中に特に青年教育の振興を圖ることを明記してゐる。参考のために次に掲げておく。

玉江浦漁業組合規約

第六節 青年指導ニ關スル施設

第八十三條

本組合ハ組合員又ハ其ノ家族ノ青壯年者ノ人格修養、並ニ漁業上ノ技術増進ノ爲メ、又ハ團結ヲ強固ニスル爲メ左ノ施設ヲナスモノトス

一、青年協行會及青年宿經營ニ關シテ其ノ指導又ハ經費ノ助成

二、修養會又ハ講習會ノ開催

三、青年學校ノ入學出席其ノ他ノ獎勵

四、總代會ノ決議ヲ經タルモノ

以上

七、玉江浦の信仰

僅か十數噸の船舶は大海の只中では一粟に過ぎない。母港を離れて數ヶ月、太陽を波間から波間へ送り迎へする漁撈生活の間には、海神怒りて船を木の葉の如く翻弄することも屢々ある。「板子一枚地獄」萬策盡きて運を天に任せて幾日も漂流をつゞけることもあれば、時には哀れ海の藻屑を消ゆる者もある。自然の偉大なる力の前には人間のはからひが實に小さいものであることを沁々感ずるのである。この空虚と頼りなさと淋しみを充たし慰するものは、絶對なるものに歸依する信仰に生きるより他に途はないのであつた。

玉江浦は僅かの例外を除く外は淨土眞宗を宗派としてゐる。浦には古くから觀音院と呼ぶ臨濟派の禪

刹があるが宗派の關係上浦の人たちはこの外に「説教所」と稱する宏大な建物を設けてゐる。老人たちは「年寄講」を組織して年四回この聖堂で眞宗の名僧を招待してお説教を聽聞することを主催し、婦人は「婦人講」を、壯青年は「純眞講」を組織して、共に法筵を敷いて聖なる世界に魂を導く。この外に「燈籠講」と稱する法團もあつて信仰的諸會の斡旋に當つてゐる。

浦は又敬神思想に篤い。今は何れも無格社であるが、玉江權現社を初め荒神社・惠美須社・辨天社があり、人々は昔ながらの信仰を持ちつゞけ、神威の加護によつて海上平穩にして豊漁なれかし祈願するのである。毎年三回、一月、六月、十月の五日は「お日待ち」と稱して此等の社殿で通夜をし、その翌日は「龍宮祭」を執行する。その外網代廻祈願祭、八朔祭、惠美須祭などを神々しく執り行ふが、就中毎年六月二日に行ふ辨天祭は初夏の玉江を彩る海の祭で浦を擧げての大漁祝であり、十月廿六日の玉江權現社の祭禮は秋冷の頃鎮守の森に催す大漁祈願の最たるものである。此の日は老若男女打つれて幾百の石階を上り老樹の間に鎮座まします神前に額づき奉納神事として大漁踊「天狗拍子」を取行つて神靈を慰め加護を祈り奉るのである。

かうした、こまやかな信仰的雰圍氣の中に成長した人々であるから、海上荒れ狂ひ遂に恐るべき最後の一瞬に遭遇しても乗組員の心境は不動の信とも言ふべく所謂「大安心」で光明の彼岸に往生することを確認してゐるので沈靜であり明朗である。當浦では古より海上遭難者を出した場合、一日はその行衛を搜索するが、他所のやうに久しく之に執着しないのも、靈魂往生を信じ死體は藻抜の殻と思つてゐるからである。家庭を護る婦人も迷妄と悲嘆を法悦によつて轉換し力強く生きてゆく原動力を與へられる

萩市立萩図書館



111523221